

令和7年度 第10回庁議要旨

日時：令和7年8月19日（火）
午前9時～午前9時15分
会場：庁議室

[報告事項]

1 指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）の追加指定について（市民生活部）

気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保健機構法の一部を改正する法律が令和6年4月1日に施行され、冷房設備が整った誰でも休憩できる施設を、熱中症特別警戒情報（以下「熱中症特別警戒アラート」という。）が発表された場合に危険な暑さから避難できる指定暑熱避難施設（以下「クーリングシェルター」という。）として市が指定できる制度等が創設された。

本市では、これまで、民間施設8か所と公共施設16か所をクーリングシェルターとして指定し、熱中症特別警戒アラート発表時に危険な暑さから避難できる場所として、さらに、熱中症特別警戒アラート発表時以外にも涼を取ることができる場所として、施設の開放を行ってきたところである。

令和7年7月、アンテナショップパオ及び石巻商工信用組合から、クーリングシェルターの指定について新たに申し出があった。

アンテナショップパオ及び石巻商工信用組合（本店営業部、蛇田支店、中里支店、大街道支店、渡波支店、飯野川支店、前谷地支店）をクーリングシェルターに指定したものの。

(1) 主な内容

ア 指定施設

アンテナショップパオ、石巻商工信用組合（本店営業部、蛇田支店、中里支店、大街道支店、渡波支店、飯野川支店、前谷地支店）

イ 運用期間

毎年度、国の熱中症特別警戒アラート運用期間（4月第4水曜日から10月第4水曜日まで）に合わせて実施していく。

なお、アンテナショップパオ及び石巻商工信用組合の令和7年度の運用期間は、指定日（協定締結日）から令和7年10月22日（水）までとする。

ウ 開放時間

施設の営業時間に準じる。

※運用期間中は、熱中症特別警戒アラートの発表状況に関わらず、暑さをしのぐ場所として常時施設の開放を行う。

エ 受入可能人数

アンテナショップパオ	3人
石巻商工信用組合 本店営業部	5人
蛇田支店	5人
中里支店	5人

大街道支店	5人	
渡波支店	5人	
飯野川支店	5人	
前谷地支店	5人	計38人

(2) 今後の予定

なし

2 令和7年度石巻市教育委員会の活動状況に関する点検及び評価報告書について（教育委員会）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、「教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。」ものとなっている。本市教育委員会では、平成20年度から、震災直後の平成23年度を除き、活動状況に関する点検及び評価を毎年実施している。

また、点検及び評価の実施に当たっては、学識経験者の知見の活用を図るものとされていることから、本市では3名の学識経験者を選任し、意見聴取を行っている。

令和7年度石巻市教育委員会の活動状況に関する点検及び評価の結果を報告書としてとりまとめたものの。

(1) 主な内容

第2期石巻市教育振興基本計画実施計画に掲載し、令和6年度に実施した事業のうち、重点的に取り組む必要のある事業から12事業を選定し、点検及び評価を行い、その結果を別冊のとおり報告書としてとりまとめた。

点検・評価の実施方法

- ア 教育委員会各課等において、対象事業における実施状況、成果等の自己点検及び評価を行う。
- イ 学識経験者から意見を聴取し、報告書としてとりまとめる。
- ウ 教育委員会定例会で審議後、報告書を議会へ提出し、併せてホームページに掲載し、公表する。

(2) 今後の予定

令和7年9月 市議会第3回定例会に報告書を提出し、併せてホームページにおいて公表

【その他】

- ・神奈川県平塚市短期職員交流研修に係る派遣職員の推薦について（総務部）

以上